

平成20年度 地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業

募 集 要 領

平成20年6月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

「平成20年度 地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業」

募 集 要 領

1. 趣旨

平成18年6月、国、地方公共団体、事業者、消費者等すべての関係者の協働の下、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、容器包装廃棄物の3Rを効率的・効果的に推進し、質的な向上を図ること等を目的として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）が成立・公布されました。

同法の目的を達成するためには、容器包装廃棄物の3Rに係る先駆的な取組事例を、様々な機会を通じて全国に紹介するなどの普及啓発活動を展開することで必要です。

このため環境省では、レジ袋の削減、リターナブルびんの普及、質の高い分別収集及び効率的な再商品化等、容器包装廃棄物の3R推進に関してトップランナー的な地域の取組について、その効果を検証した上で全国に紹介することで、広範な取組が促進されることを目的とする「地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を平成18年度から実施していますが、本年度も引き続き、創意工夫に優れた事業や先進的な事業を公募し、取組を支援します。

2. 本事業の概要

(1) 公募する事業内容

事業主体が、容器包装廃棄物の3R推進に関して、地方公共団体や消費者等と連携して行う、先駆的かつ他の地域にも適応可能な一般性を有する実証事業を公募します。

特に、本年度は「簡易包装商品、詰替型商品を消費者が積極的に選択するための効果的な普及啓発方法の実証事業」「地域の協働と連携によりレジ袋削減を促進する先進的な実証事業」「ビンなどの再使用を地域全体で促進する実証事業」など、容器包装廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）に資する事業を優先的に採択する予定です。

(2) 実証事業の要件

公募する実証事業は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 容器包装廃棄物の3R推進に関する事業であること。
- ② 事業が地方公共団体や消費者等、地域の構成員による連携と協働のもとに行われること。
- ③ 創意工夫に優れた事業又は先進的な事業であること。
- ④ 計画の策定や検討、実態調査のみでなく、当該年度中に具体的な実証事業が行われる事業であること。
- ⑤ 営利を目的とした事業でないこと。
- ⑥ 本事業の終了後も、活動の継続が期待される事業であること。

(3) 事業主体の要件等

公募対象となる事業主体は、地域協議会など市民団体、NGOやNPOなどの民間団体、学校（大学、専門学校、高等学校等）、その他地域活動の主体となっている団体とします。

国、地方公共団体及び営利を目的に設立された団体は応募できません。

ただし、国、地方公共団体が地域協議会の事務局を担う場合は、地域協議会の事務局として応募できます。

また、申請した実証事業が、他の補助金又は助成制度の適用を受けている場合（当該年度途中に受けることになった場合を含む。）は、本事業の応募対象となりません（本事業の対象事業に選考された後に応募対象にならないことが確認された場合は、選考を取り消します。）。

(4) 事業期間

事業期間は、対象事業に選考された後の契約締結日から、事業完了に伴う報告書の作成を含めて、平成20年3月31日（火）までに完了する範囲とします（モデル事業に係る普及啓発活動そのものは平成20年2月27日（金）までに終了していただきます。）。

なお、事業期間終了後であっても、事業成果の普及・啓発、フォローアップ等のため、必要に応じて、会議等への出席を要請する場合があります。

(5) 事業の経費、契約、経費の支払い方法等

- ① 公募する実証事業の経費は、1事業あたり概ね200万円（消費税を含む）とします。
- ② 応募内容に基づき、環境省が本モデル事業として実施する実証事業を選考します。その際、各事業について事業内容から事業経費を環境省が査定し決定します（以下「査定額」といいます。）。
- ③ 選考された実証事業の申請者は、環境省が指定した者（本モデル事業の事務局事務を行う予定の者）と別途、請負契約を締結していただきます。
- ④ 請負契約額は、上記の「査定額」とします。ただし、請負契約額は申請者がモデル事業の実施に要した「実費」として支払う「上限額」です。
従って、モデル事業の完了時に実費が請負契約額を上回る場合は「請負契約額」を、実費が請負契約額を下回る場合は「実費」を、環境省が指定した者が申請者に支払います。
- ⑤ 選考された実証事業の申請者は、請負契約の締結後に別途請求を行うことにより、請負契約額の3分の2程度の金額を「事業着手金」として、環境省が指定した者より支払われます。
また、モデル事業が完了したこと及び申請者が作成した収支報告書が適切であると確認された時は、環境省が指定した者より、請負契約額又は実費から事業着手金を差し引いた残金を「精算金」として支払われます。
- ⑥ なお、モデル事業の実施に係るもの以外の支出、事業終了後に資産として残る施設整備、購入金額が5万円以上となる備品の購入費用及び領収書等により用途が確認のできない支出については、精算金の支払いの対象となりません。

3. 応募方法

(1) 応募方法

別添の申請書に必要な事項を記入の上、申請団体の概要が把握できる資料等を同封して、下記の応募先まで郵送（宅配便も可）で提出して下さい。提出部数は1部です。

(注意事項)

- 応募先への申請書等の持参、電子メール、FAXによる応募は受付しません。
- 申請書類は返却しません。

(2) 公募期間

平成20年7月1日（火）～平成20年8月15日（金）まで（当日消印有効）

(3) 応募先及び問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 担当：橋本・安藤
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5501-3153（直通）、FAX：03-3593-8262、
電子メール：YOURIHOU@env.go.jp

4. 選考

(1) 選考方法

環境省において、本事業の趣旨・目的や選考基準に照らして、対象事業を選考します。

なお選考過程において、申請者にプレゼンテーションやヒアリング調査、追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 選考基準

対象事業の選考に当たっては、事業の実効性、先進性、発展性・波及性、連携性などを考慮して選考します。

(3) 選考結果

選考結果は、平成20年8月下旬、申請者へ文書により連絡します。

(注意事項)

- 採否の理由についての問い合わせには応じられません。
- 選考した事業については、環境省のホームページ等を通じて、団体名、代表者名、事業名及び事業概要などを公表します。